

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月2日

【会社名】 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

【英訳名】 Concordia Financial Group, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺澤 辰磨

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社横浜銀行
経営企画部主計室 室長 斉藤 純一
株式会社東日本銀行
執行役員経営企画部長 酒井 隆

【最寄りの連絡場所】 株式会社横浜銀行 東京支店
東京都中央区日本橋2丁目7番1号
株式会社東日本銀行
東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 株式会社横浜銀行
(03)3272-4171(大代表)
株式会社東日本銀行
03(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社横浜銀行 東京支店
副支店長 観田 裕充
株式会社東日本銀行
経営企画部総務室長 片山 修

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 900,738,069,511円(注)
(注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社横浜銀行(以下「横浜銀行」といいます。)及び株式会社東日本銀行(以下「東日本銀行」といいます。横浜銀行及び東日本銀行を併せて以下「両行」といいます。)の平成27年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,333,476,193株 (注1、2、3)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループにおける標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注4)

- (注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成27年9月8日に開催された両行の取締役会の決議（株式移転計画の作成）、平成27年12月21日に開催予定の両行の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
- 2 横浜銀行の普通株式の発行済株式総数1,254,071,054株（平成27年6月30日時点）、東日本銀行の普通株式の発行済株式総数184,673,500株（平成27年6月30日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、両行は、本株式移転により株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ（以下「当社」といいます。）が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式の全部を消却することを予定しているため、平成27年6月30日時点で横浜銀行が保有する自己株式16,289,422株、平成27年6月30日時点で東日本銀行が保有する自己株式7,788,913株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、横浜銀行又は東日本銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成27年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。
- 3 両行は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社 証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注1、2)

- (注) 1 普通株式は、基準時における両行の最終の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に、横浜銀行普通株式1株に対して1株、東日本銀行普通株式1株に対して0.541株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日（平成27年12月2日）において未確定であります。横浜銀行の平成27年3月31日現在及び東日本銀行の平成27年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は900,738,069,511円であり、当該金額のうち150,000百万円が資本金に組み入れられます。
- 2 なお、当社は、前記「1 新規発行株式」に記載の当社の普通株式について、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により平成28年4月1日より東京証券取引所に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限り、同規程施行規則第216条第1項。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

両行は、首都圏を共通の営業地盤とする一方、横浜銀行は神奈川県や東京西南部を中心に強いブランド力を背景に安定した資金調達力と質の高い金融サービスを効率的にかつ幅広く提供するところに強みを持ち、東日本銀行は中小企業向け融資の分野できめ細かな対面取引と提案力を重視した営業力に強みを持っております。

両行が有するこのような強みと特色及び、首都圏を共通の営業地盤としながらも、両行の営業エリア・顧客基盤・得意とする業務分野などに競合関係が少なく補完関係が多いことを踏まえると、お客さまへのサービス向上を図ることができ、また、経営統合による効率化及び成長のシナジー効果が見込めることにより企業価値を向上させることができると判断し、平成27年9月8日に両行間で経営統合契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成いたしました。共同持株会社である当社とその子会社となる両行による新金融グループは、当社を中心とするガバナンスを発揮できる組織運営を進めるとともに、両行の強みと特色を活かしつつ、本部組織の簡素化、共同店舗の活用による重複店舗の統合や店舗のサテライト化、グループ一体のALM管理（資金の管理・運用の一元化）、市場部門の一元化、各種事務センターの集約、事務・システムの統合、などを進めることにより、グループ全体の組織の効率化に努め、ローコスト・オペレーションを目指していきます。そうした効率化策などにより生ずる経営資源を、今後も首都圏を中心とした成長が見込める地域に投入していくとともに、同地域における個人・法人のあらゆるお客さまのニーズに質の高いサービスを提供可能な総合的な営業体制を構築していきます。

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ (英文表示：Concordia Financial Group, Ltd.)																																																
(2) 事業内容	銀行およびその他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理業務ならびにこれに付帯関連する一切の業務																																																
(3) 本店所在地	東京都中央区日本橋2丁目7番1号																																																
(4) 代表者及び役員の就任予定	<table border="0"> <tr> <td>代表取締役社長</td> <td>寺澤 辰磨</td> <td>現</td> <td>横浜銀行代表取締役頭取</td> </tr> <tr> <td>代表取締役副社長</td> <td>石井 道遠</td> <td>現</td> <td>東日本銀行代表取締役頭取</td> </tr> <tr> <td>代表取締役</td> <td>大矢 恭好</td> <td>現</td> <td>横浜銀行代表取締役常務執行役員</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>川村 健一</td> <td>現</td> <td>横浜銀行取締役常務執行役員</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>森尾 稔</td> <td>現</td> <td>横浜銀行社外取締役</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>井上 健</td> <td>現</td> <td>東日本銀行社外取締役</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>高木 勇三</td> <td>現</td> <td>横浜銀行社外取締役</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>天野 克則</td> <td>現</td> <td>横浜銀行顧問</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>前川 洋二</td> <td>現</td> <td>横浜銀行理事経営企画部主計室主任調査役</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>野田 賢治郎</td> <td>現</td> <td>エヌエヌ生命保険株式会社取締役会長</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>緒方 瑞穂</td> <td>現</td> <td>株式会社緒方不動産鑑定事務所代表取締役</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>橋本 圭一郎</td> <td>現</td> <td>東日本銀行社外監査役</td> </tr> </table>	代表取締役社長	寺澤 辰磨	現	横浜銀行代表取締役頭取	代表取締役副社長	石井 道遠	現	東日本銀行代表取締役頭取	代表取締役	大矢 恭好	現	横浜銀行代表取締役常務執行役員	取締役	川村 健一	現	横浜銀行取締役常務執行役員	取締役	森尾 稔	現	横浜銀行社外取締役	取締役	井上 健	現	東日本銀行社外取締役	取締役	高木 勇三	現	横浜銀行社外取締役	監査役	天野 克則	現	横浜銀行顧問	監査役	前川 洋二	現	横浜銀行理事経営企画部主計室主任調査役	監査役	野田 賢治郎	現	エヌエヌ生命保険株式会社取締役会長	監査役	緒方 瑞穂	現	株式会社緒方不動産鑑定事務所代表取締役	監査役	橋本 圭一郎	現	東日本銀行社外監査役
代表取締役社長	寺澤 辰磨	現	横浜銀行代表取締役頭取																																														
代表取締役副社長	石井 道遠	現	東日本銀行代表取締役頭取																																														
代表取締役	大矢 恭好	現	横浜銀行代表取締役常務執行役員																																														
取締役	川村 健一	現	横浜銀行取締役常務執行役員																																														
取締役	森尾 稔	現	横浜銀行社外取締役																																														
取締役	井上 健	現	東日本銀行社外取締役																																														
取締役	高木 勇三	現	横浜銀行社外取締役																																														
監査役	天野 克則	現	横浜銀行顧問																																														
監査役	前川 洋二	現	横浜銀行理事経営企画部主計室主任調査役																																														
監査役	野田 賢治郎	現	エヌエヌ生命保険株式会社取締役会長																																														
監査役	緒方 瑞穂	現	株式会社緒方不動産鑑定事務所代表取締役																																														
監査役	橋本 圭一郎	現	東日本銀行社外監査役																																														
(5) 資本金	150,000百万円																																																
(6) 純資産(連結)	現時点では確定していません。																																																
(7) 総資産(連結)	現時点では確定していません。																																																
(8) 決算期	3月31日																																																

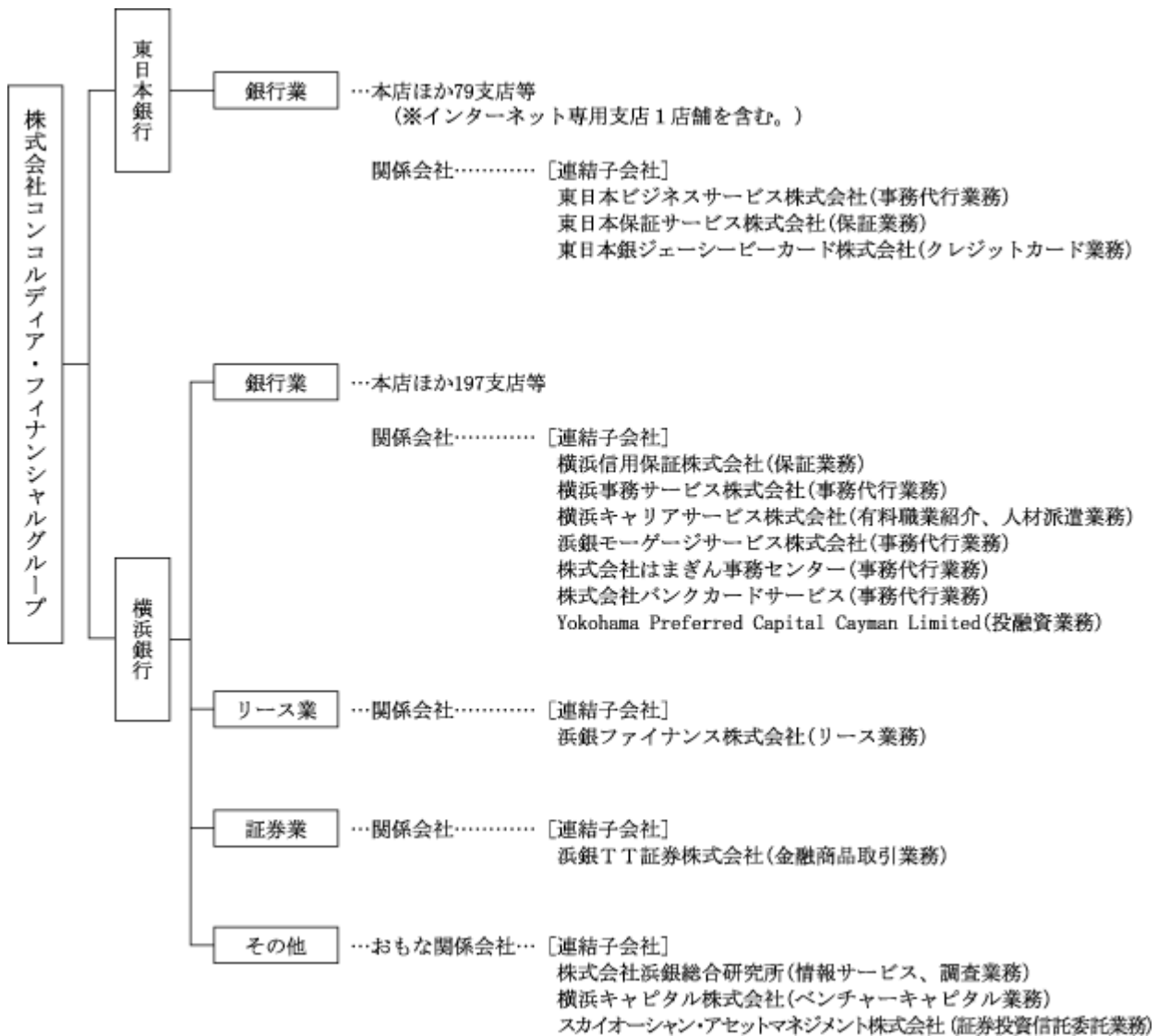
(注) 1 取締役 森尾 稔、井上 健及び高木 勇三は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役 野田 賢治郎、緒方 瑞穂及び橋本 圭一郎は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

イ 提出会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、平成28年4月1日時点では以下のとおりとなる予定であります。

〔事業系統図〕



当社設立後の、当社と両行の状況は以下のとおりとなる予定であります。

両行は、両行の臨時株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成28年4月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社役員(名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社横浜銀行	横浜市 西区	215,628	銀行業	100.0	3 (予定)	未定	未定	未定	未定
株式会社東日本銀行	中央区 日本橋	38,300	銀行業	100.0	1 (予定)	未定	未定	未定	未定

- (注) 1 両行は、それぞれ有価証券報告書の提出会社であります。
 2 両行は、当社の特定子会社に該当する予定であります。
 3 本株式移転に伴う当社設立日(平成28年4月1日)をもって、両行は、当社の株式移転完全子会社となり、両行は平成28年3月29日をもって上場廃止となる予定であります。

当社の完全子会社となる両行の平成27年3月期末日(平成27年3月31日)時点(但し、当該日より後の時点の事実関係であることを明記した注記の記載についてはその時点)の状況については、以下のとおりであります。

横浜銀行の概要

()事業内容

横浜銀行の事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) 横浜銀行」をご参照ください。

()関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	横浜銀行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 横浜事務サービス株式会社	横浜市港北区	20	銀行業	100	2		預金取引		
横浜キャリアサービス株式会社	横浜市西区	30	銀行業	100	4		預金取引		
浜銀モーゲージサービス株式会社	横浜市西区	30	銀行業	100	3		預金取引		
株式会社はまぎん事務センター	横浜市港北区	30	銀行業	100	3		預金取引		
横浜信用保証株式会社	横浜市西区	50	銀行業	(50) 100	5		預金取引 保証取引	横浜銀行より建物の賃借	
浜銀ファイナンス株式会社	横浜市西区	200	リース業	(50) 100	5		金銭貸借 預金取引 リース取引	横浜銀行より建物の賃借	
横浜キャピタル株式会社	横浜市西区	300	その他	(50) 100	3		金銭貸借 預金取引	横浜銀行より建物の賃借	
株式会社浜銀総合研究所	横浜市西区	100	その他	(50) 100	3		預金取引	横浜銀行より建物の賃借	
浜銀TT証券株式会社	横浜市西区	3,307	証券業	60	1		預金取引	横浜銀行より建物の賃借	
株式会社バンクカードサービス	横浜市西区	200	銀行業	78	4		預金取引	横浜銀行より建物の賃借	
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	横浜市西区	300	その他	66	3		預金取引		
Yokohama Preferred Capital Cayman Limited	英国領西インド諸島グランドケイマン	41,000	銀行業	100	2		金銭貸借 預金取引		

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのはYokohama Preferred Capital Cayman Limitedであります。
 3 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
 4 「議決権の所有割合」欄の()内は横浜銀行の他の連結子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

東日本銀行の概要

() 事業内容

東日本銀行の事業内容につきましては、後記「第三部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) 東日本銀行」をご参照ください。

() 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	東日本銀行との関係内容		
					役員の 兼任等(人)	営業上の 取引	設備の 賃貸借
(連結子会社) 東日本ビジネス サービス株式会社 (注1)	東京都 中央区	10	事務受託業	100	1	預金取引関係	東日本銀行 より建物の 一部賃借
東日本保証 サービス株式会社	東京都 江戸川区	30	保証業	100		預金取引関係 保証取引関係	東日本銀行 より建物の 一部賃借
東日本銀ジェー シーピーカード 株式会社 (注2、3)	東京都 中央区	30	クレジット カード業	15 (10) [75]		預金取引関係 金銭貸借関係	東日本銀行 より建物の 一部賃借

(注) 1 平成26年4月1日において、東日本ビジネスサービス株式会社は、東日本オフィスサービス株式会社を吸収合併いたしました。

2 「議決権の所有割合」欄の()内は東日本銀行の他の連結子会社による間接所有の割合(内書き)であり、[]内は、緊密な者による所有割合(外書き)であります。

3 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、両行は当社の完全子会社になる予定であります。前記「提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社と当社の完全子会社である両行との役員の兼任関係は、前記「提出会社の企業集団の概要 ア 提出会社の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社と当社の完全子会社である両行との取引関係は、未定であります。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、両行の臨時株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成28年4月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成27年9月8日の両行取締役会において作成いたしました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約書を締結しております。なお、両行は、平成27年10月30日付で経営統合契約書及び株式移転計画書の内容を一部変更しております(後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載は当該変更を反映したものとしております。)

本株式移転計画に基づき、横浜銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株、東日本銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式0.541株を、それぞれ割当て交付いたします。本株式移転計画においては、平成27年12月21日に開催される予定の横浜銀行の臨時株主総会及び同日に開催される予定の東日本銀行の臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

株式会社横浜銀行（以下「甲」という。）及び株式会社東日本銀行（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）の成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ」とし、英文では「Concordia Financial Group, Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は東京都中央区とし、本店の所在場所は東京都中央区日本橋二丁目7番とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、30億株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役 寺澤 辰磨

取締役 石井 道遠

取締役 大矢 恭好

取締役 川村 健一

社外取締役 森尾 稔

社外取締役 井上 健

社外取締役 高木 勇三

2. 本持株会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

監査役 天野 克則

監査役 前川 洋二

社外監査役 野田 賢治郎

社外監査役 緒方 瑞穂

社外監査役 橋本 圭一郎

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、（ ）甲が基準時に発行している普通株式の数に1を乗じて得られる数、及び（ ）乙が基準時に発行している普通株式の数に0.541を乗じて得られる数の合計に相当する本持株会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対して、以下の割合（以下「本株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式0.541株
3. 前二項の計算において、甲又は乙の株主に対して交付する本持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第5条（本持株会社の資本金及び準備金の額）

本成立日における本持株会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 資本金の額 | 150,000,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 37,500,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |
| (4) 資本剰余金の額 | 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額 |

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新株予約権の交付

- (1) 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の から までの第1欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
株式会社横浜銀行 第5回新株予約権	別紙2記載	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	別紙3記載
株式会社横浜銀行 第6回新株予約権	別紙4記載	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	別紙5記載
株式会社横浜銀行 第7回新株予約権	別紙6記載	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙7記載
株式会社横浜銀行 第8回新株予約権	別紙8記載	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙9記載
株式会社横浜銀行 第9回新株予約権	別紙10記載	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙11記載
株式会社横浜銀行 第10回新株予約権	別紙12記載	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙13記載
株式会社横浜銀行 第11回新株予約権	別紙14記載	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	別紙15記載
株式会社横浜銀行 第12回新株予約権	別紙16記載	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 第8回新株予約権	別紙17記載

- (2) 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の から までの第1欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
株式会社東日本銀行 第1回新株予約権	別紙18記載	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 第9回新株予約権	別紙19記載
株式会社東日本銀行 第2回新株予約権	別紙20記載	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 第10回新株予約権	別紙21記載
株式会社東日本銀行 第3回新株予約権	別紙22記載	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 第11回新株予約権	別紙23記載
株式会社東日本銀行 第4回新株予約権	別紙24記載	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 第12回新株予約権	別紙25記載

2. 新株予約権の割当て

- (1) 本持株会社は、本株式移転に際し、基準時における甲の新株予約権者に対して、その所有する前項第(1)号の表から までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
- (2) 本持株会社は、本株式移転に際し、基準時における乙の新株予約権者に対して、その所有する前項第(2)号の表の から までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第7条（本持株会社の成立日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本成立日」という。）は、平成28年4月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、書面による合意によりこれを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、平成27年12月21日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項の承認に関する決議を求める。
2. 乙は、平成27年12月21日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項の承認に関する決議を求める。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、書面による合意により前二項に定める本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項の承認に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 甲及び乙は、本持株会社の発行する普通株式が本成立日に株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されるよう、相互に誠実に協議の上、当該上場に必要となる手續を協力して行う。
2. 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、日本証券代行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、()平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり5.5円を限度として、及び()平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり8.5円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、()平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり4.0円を限度として、及び()平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり4.0円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画の作成後本成立日までの間、本成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて誠実に協議の上、書面により合意をした場合についてはこの限りでない。

第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、本成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第12条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本株式移転計画作成日から本成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定される子会社をいう。以下同じ。）をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本株式移転計画作成日から本成立日までの間、本株式移転計画において別途定める場合を除き、本株式移転の実行又は本株式移転比率に重大な影響を及ぼすことが明らかな行為（なお、本株式移転計画作成日以前から継続している業績連動型の利益還元方針に従って実施する市場取引による自己株式取得は、これに該当しないものとする。）については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、自ら又はそれぞれの子会社を通じてこれを行うものとする。

第13条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、()第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項の承認に関する決議が得られなかった場合、()本成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局等の承認等（銀行法第52条の17第1項に基づく内閣総理大臣の認可を含む。）が得られなかった場合、又は、()次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画の作成後本成立日までの間において、()甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な悪影響を与える事由が発生し、若しくはかかる事由が存在することが判明した場合、()本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生し、若しくはかかる事態が発生することが明らかとなった場合、又は、()その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は誠実に協議の上、書面による合意により本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めのない事項その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、合意により定める。

（以下余白）

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年9月8日

甲：神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
代表取締役頭取 寺澤辰磨 印

乙：東京都中央区日本橋三丁目11番2号
株式会社 東日本銀行
代表取締役頭取 石井道遠 印

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループと称し、英文ではConcordia Financial Group, Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行およびその他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
- (2) その他前号の業務に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、30億株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

（株主名簿管理人）

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

（総会の招集）

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）

第14条 当社の株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または支障があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長になる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（総会の決議方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任）

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（代表取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

（取締役の報酬等）

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任限定契約）

第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役会の招集および議長）

第25条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して、発するものとする。

- 2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
- 3 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に欠員または支障あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

（取締役会の決議方法）

第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

- 2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規程）

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

（監査役の数）

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

（監査役の選任）

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

（監査役の任期）

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役の報酬等）

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任限定契約）

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役会の招集）

第34条 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して、発するものとする。

- 2 監査役会は、監査役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

（監査役会規程）

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会規程による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第36条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

（事業年度）

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

（最初の取締役および監査役の報酬等）

第1条 第23条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等は年額480百万円以内（うち社外取締役の報酬等は年額50百万円以内）とする。

2 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等は年額120百万円以内とする。

3 第23条および本条第1項の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は年額60百万円以内とし、当該新株予約権の内容は次のとおりとする。

（1）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当会社の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数という。）は100株とする。

なお、当会社が当会社普通株式の株式分割（当会社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）または株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、当会社が合併または会社分割をおこなう場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当会社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

（2）新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く。）に対して1年間に割り当てられる当会社の新株予約権の総数は、800個を上限とする。

（3）新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルにより算定した新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、割当てを受ける者が当会社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

（4）新株予約権の行使に際しての出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

（7）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使期間の最終日までの間に限り、一括して新株予約権を行使することができるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

（8）その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

（自己の株式の取得）

第2条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（中間配当）

第3条 当社は、取締役会の決議によって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当をすることができる。

（本附則の削除）

第4条 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以 上

株式会社横浜銀行第 5 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社横浜銀行第 5 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年 7 月10日から平成50年 7 月 9 日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則（平成20年 3 月19 日号外法務省令第12号による改正前の会社計算規則）第40条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当行の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成49年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成49年7月10日から平成50年7月9日

当行が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から1ヶ月間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式および(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1株当たりのオプション価格(C)

(2) 株価(S)：平成20年7月9日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

(3) 行使価格(X)：1円

(4) 予想残存期間(T)：4年11ヶ月

(5) ボラティリティor株価変動性()：4年11ヶ月(平成15年8月8日から平成20年7月9日まで)の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

(7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金(過去12ヶ月の実績配当金(平成19年9月および平成20年3月配当金))÷上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

12. 新株予約権を割り当てる日

平成20年7月9日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第1回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成50年7月9日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社横浜銀行の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成49年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成49年7月10日から平成50年7月9日

当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から1ヶ月間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成28年4月1日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社横浜銀行第 6 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社横浜銀行第 6 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式（権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月9日から平成51年7月8日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当行の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成50年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年7月9日から平成51年7月8日

当行が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から1ヶ月間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式および(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1株当たりのオプション価格(C)

(2) 株価(S)：平成21年7月8日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

(3) 行使価格(X)：1円

(4) 予想残存期間(T)：5年1ヶ月

(5) ボラティリティ(σ)：5年1ヶ月（平成16年6月8日から平成21年7月8日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

(7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金（平成20年9月および平成21年3月配当金））÷上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

12. 新株予約権を割り当てる日

平成21年7月8日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第2回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成51年7月8日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社横浜銀行の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が平成50年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年7月9日から平成51年7月8日
当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から1ヶ月間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
11. 新株予約権の払込金額の算定方法
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年4月1日
13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社横浜銀行第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社横浜銀行第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式（権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月8日から平成52年7月7日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当行の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成51年7月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成51年7月8日から平成52年7月7日

当行が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から1ヶ月間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式および(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1株当たりのオプション価格(C)

(2) 株価(S)：平成22年7月7日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

(3) 行使価格(X)：1円

(4) 予想残存期間(T)：5年0ヶ月

(5) ボラティリティ(σ)：5年0ヶ月（平成17年7月7日から平成22年7月7日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

(7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金（平成21年9月および平成22年3月配当金））÷上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

12. 新株予約権を割り当てる日

平成22年7月7日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第3回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成52年7月7日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社横浜銀行の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が平成51年7月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成51年7月8日から平成52年7月7日
当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から1ヶ月間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
11. 新株予約権の払込金額の算定方法
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年4月1日
13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社横浜銀行第 8 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社横浜銀行第 8 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式（権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月7日から平成53年7月6日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当行の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成52年7月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成52年7月7日から平成53年7月6日

当行が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から1ヶ月間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式および(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1株当たりのオプション価格(C)

(2) 株価(S)：平成23年7月6日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

(3) 行使価格(X)：1円

(4) 予想残存期間(T)：5年1ヶ月

(5) ボラティリティ(σ)：5年1ヶ月（平成18年6月6日から平成23年7月6日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

(7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金（平成22年9月および平成23年3月配当金））÷上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

12. 新株予約権を割り当てる日

平成23年7月6日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第4回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成53年7月6日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社横浜銀行の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成52年7月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成52年7月7日から平成53年7月6日

当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から1ヶ月間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成28年4月1日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社横浜銀行第9回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社横浜銀行第9回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式（権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月6日から平成54年7月5日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当行の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成53年7月5日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成53年7月6日から平成54年7月5日

当行が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から1ヶ月間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式および(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1株当たりのオプション価格(C)

(2) 株価(S)：平成24年7月5日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

(3) 行使価格(X)：1円

(4) 予想残存期間(T)：5年1ヶ月

(5) ボラティリティ(σ)：5年1ヶ月（平成19年6月5日から平成24年7月5日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

(7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金（平成23年9月および平成24年3月配当金））÷上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

12. 新株予約権を割り当てる日

平成24年7月5日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第5回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成54年7月5日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社横浜銀行の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が平成53年7月5日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成53年7月6日から平成54年7月5日
当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から1ヶ月間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
11. 新株予約権の払込金額の算定方法
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年4月1日
13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社横浜銀行第10回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社横浜銀行第10回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式（権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月5日から平成55年7月4日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当行の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成54年7月4日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成54年7月5日から平成55年7月4日

当行が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から1ヶ月間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式および(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1株当たりのオプション価格(C)

(2) 株価(S)：平成25年7月4日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

(3) 行使価格(X)：1円

(4) 予想残存期間(T)：5年1ヶ月

(5) ボラティリティ(σ)：5年1ヶ月（平成20年6月4日から平成25年7月4日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

(7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金（平成24年9月および平成25年3月配当金））÷上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

12. 新株予約権を割り当てる日

平成25年7月4日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第6回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成55年7月4日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社横浜銀行の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が平成54年7月4日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成54年7月5日から平成55年7月4日
当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から1ヶ月間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
11. 新株予約権の払込金額の算定方法
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年4月1日
13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社横浜銀行第11回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社横浜銀行第11回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式（権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月5日から平成56年7月4日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当行の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成55年7月4日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成55年7月5日から平成56年7月4日

当行が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から1ヶ月間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式および(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1株当たりのオプション価格(C)

(2) 株価(S)：平成26年7月4日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

(3) 行使価格(X)：1円

(4) 予想残存期間(T)：5年1ヶ月

(5) ボラティリティ(σ)：5年1ヶ月（平成21年6月4日から平成26年7月4日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

(7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金（平成25年9月および平成26年3月配当金））÷上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

12. 新株予約権を割り当てる日

平成26年7月4日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第7回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成56年7月4日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社横浜銀行の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が平成55年7月4日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成55年7月5日から平成56年7月4日
当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から1ヶ月間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
11. 新株予約権の払込金額の算定方法
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年4月1日
13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社横浜銀行第12回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社横浜銀行第12回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式（権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月7日から平成57年7月6日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当行の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

(2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成56年7月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成56年7月7日から平成57年7月6日

当行が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から1ヶ月間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、以下の算式および(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1株当たりのオプション価格(C)

(2) 株価(S)：平成27年7月6日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

(3) 行使価格(X)：1円

(4) 予想残存期間(T)：5年2ヶ月

(5) ボラティリティ(σ)：5年2ヶ月（平成22年5月6日から平成27年7月6日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

(7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金（平成26年9月および平成27年3月配当金））÷上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

12. 新株予約権を割り当てる日

平成27年7月6日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第8回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式で、単元株式数は100株である。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割がおこなわれる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整をおこなうときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成57年7月6日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記8.(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社横浜銀行の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記10.(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合（ただし、については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が平成56年7月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成56年7月7日から平成57年7月6日
当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から1ヶ月間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
11. 新株予約権の払込金額の算定方法
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年4月1日
13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社東日本銀行第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社東日本銀行第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当行が当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当行が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年9月12日から平成54年9月11日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は切り上げ)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S)：平成24年9月11日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X)：1円
- (4) 予想残存期間(T)：1年7ヶ月
- (5) 株価変動性()：1年7ヶ月間(平成23年2月11日から平成24年9月11日まで)の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金(過去12ヶ月の実績配当金(平成23年9月および平成24年3月配当金))÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

12. 新株予約権を割り当てる日

平成24年9月11日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第9回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第9回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は54.1株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成54年9月11日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合は、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社東日本銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
11. 新株予約権の払込金額の算定方法
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年4月1日
13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社東日本銀行第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社東日本銀行第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当行が当行普通株式の株式分割(当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当行が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月14日から平成55年8月13日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者および譲渡による新株予約権の取得について当行取締役会の決議による承認を受けている場合の新株予約権を譲受けた者については適用しない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は切り上げ)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S)：平成25年8月13日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X)：1円
- (4) 予想残存期間(T)：7ヶ月
- (5) 株価変動性()：7ヶ月間(平成25年1月13日から平成25年8月13日まで)の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金(過去12ヶ月の実績配当金(平成24年9月および平成25年3月配当金))÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

12. 新株予約権を割り当てる日

平成25年8月13日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第10回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第10回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は54.1株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成55年8月13日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合は、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社東日本銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者および譲渡による新株予約権の取得について当社取締役会の決議による承認を受けている場合の新株予約権を譲受けた者については適用しない。
11. 新株予約権の払込金額の算定方法
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年4月1日
13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社東日本銀行第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社東日本銀行第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当行が当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当行が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年8月13日から平成56年8月12日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者および譲渡による新株予約権の取得について当行取締役会の決議による承認を受けている場合の新株予約権を譲受けた者については適用しない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は切り上げ）に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S)：平成26年8月12日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格(X)：1円
- (4) 予想残存期間(T)：1年6ヶ月
- (5) 株価変動性()：1年6ヶ月間（平成25年2月12日から平成26年8月12日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金（平成25年9月および平成26年3月配当金））÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

12. 新株予約権を割り当てる日

平成26年8月12日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第11回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第11回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は54.1株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成56年8月12日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合は、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社東日本銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者および譲渡による新株予約権の取得について当社取締役会の決議による承認を受けている場合の新株予約権を譲受けた者については適用しない。
11. 新株予約権の払込金額の算定方法
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年4月1日
13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社東日本銀行第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社東日本銀行第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当行が当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当行が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成27年8月12日から平成57年8月11日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者および譲渡による新株予約権の取得について当行取締役会の決議による承認を受けている場合の新株予約権を譲受けた者については適用しない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は切り上げ）に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S)：平成27年8月11日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格(X)：1円
- (4) 予想残存期間(T)：1年4ヶ月
- (5) 株価変動性()：1年4ヶ月間（平成26年4月11日から平成27年8月11日まで）の各取引日における当行普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q)：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金（平成26年9月および平成27年3月配当金））÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数(N(・))

12. 新株予約権を割り当てる日

平成27年8月11日

13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第12回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第12回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は54.1株とする。

ただし、下記12.に定める新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月1日から平成57年8月11日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合は、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
10. その他の新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社東日本銀行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者および譲渡による新株予約権の取得について当社取締役会の決議による承認を受けている場合の新株予約権を譲受けた者については適用しない。
11. 新株予約権の払込金額の算定方法
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
12. 新株予約権を割り当てる日
平成28年4月1日
13. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	横浜銀行	東日本銀行
株式移転比率	1	0.541

(注) 1 株式の割当て比率

横浜銀行の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を、東日本銀行の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.541株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は100株とする予定です。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、株式移転計画作成後当社成立日までの間において、横浜銀行若しくは東日本銀行の財産状態若しくは経営状態に重大な悪影響を与える事由が発生し、又はかかる事由が存在することが判明した場合等には、両行で誠実に協議のうえ、変更することがあります。

2 当社が交付する新株式数(予定)

普通株式：1,333,476,193株

上記は、横浜銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数(1,254,071,054株)及び東日本銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数(184,673,500株)を前提として算出しております。但し、基準時まで、それぞれが保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、横浜銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数(16,289,422株)及び東日本銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数(7,788,913株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、横浜銀行又は東日本銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成27年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項規定にもとづき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定にもとづき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

4 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式移転に際し、横浜銀行及び東日本銀行がそれぞれ発行している各新株予約権については、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、基準時における各新株予約権者に対し、その所有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当交付いたします。なお、両行は、新株予約権付社債を発行しておりません。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

割当ての内容及び理由

横浜銀行は、下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性とその本株式移転の公正性を担保するため、横浜銀行の第三者算定機関として大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関である大和証券から平成27年9月7日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記(1)「株式移転比率」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

一方、東日本銀行は、下記「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、東日本銀行の第三者算定機関としてS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるS M B C日興証券からの分析結果及びリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記(1)「株式移転比率」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるという判断に至り、平成27年9月8日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び両行との関係

横浜銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である大和証券及び東日本銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるS M B C日興証券は、いずれも横浜銀行及び東日本銀行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ 算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、横浜銀行は大和証券を第三者算定機関として起用し、また、東日本銀行はS M B C日興証券を第三者算定機関として起用し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

大和証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、横浜銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東日本銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価法(基準日)	0.536 ~ 0.614
2	市場株価法(基準日)	0.438 ~ 0.463
3	類似会社比較法	0.397 ~ 0.593
4	DDM法	0.450 ~ 0.605

市場株価法では、株式移転比率算定書作成日である平成27年9月7日（基準日 ）ならびに本件に関する憶測報道がなされた日の前営業日である平成26年10月31日（基準日 ）を基準日として、各基準日の株価終値及び基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間及び12ヶ月間の各株価終値平均にもとづき算定いたしました。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は、両行及びそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された両行それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両行それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断にもとづき、合理的に作成されていることを前提としております。大和証券は、横浜銀行の同意を得て、横浜銀行及び東日本銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式移転比率の算定は、平成27年9月7日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。なお、大和証券がD D M法において使用した算定の基礎となる両行の将来の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

S M B C 日興証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法による分析を行うとともに、両行とも比較可能な上場会社が複数存在することから類似会社比較法による分析を行い、更に、両行より提出された財務予測にもとづく将来キャッシュフローを評価に反映するため、配当割引モデル分析法（D D M法）を用いて、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する将来キャッシュフローの現在価値にもとづく分析を行いました。各手法における分析結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率のレンジは、横浜銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東日本銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の分析レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価法	0.536～0.614
2	類似会社比較法	0.454～0.617 (基準日株価)
		0.451～0.598 (1ヶ月平均株価)
3	D D M法	0.326～0.629

S M B C 日興証券は、市場株価法では、平成27年9月7日（以下「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値ならびに基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間、9ヶ月間及び12ヶ月間の各株価終値単純平均にもとづき分析いたしました。また、類似会社比較法では、比較対象とした上場会社の基準日の株価終値及び基準日までの1ヶ月間の各株価終値単純平均にもとづき分析いたしました。なお、D D M法で前提とした両行の事業計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

S M B C 日興証券による株式移転比率の分析及び意見書の前提条件及び免責事項については下記「S M B C 日興証券による株式移転比率の分析及び意見書の前提条件・免責事項等について」をご参照ください。

公正性を担保するための措置

ア 横浜銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

横浜銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記 に記載の通り、第三者算定機関として大和証券を起用し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。横浜銀行は、第三者算定機関である大和証券の分析及び意見を参考として東日本銀行と交渉・協議を行い、上記(1)「株式移転比率」記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを本日開催された取締役会において決議いたしました。

また、横浜銀行は大和証券から平成27年9月7日付にて、本株式移転における株式移転比率は、横浜銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。大和証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については下記「大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等」をご参照ください。

(イ) 独立した財務アドバイザーの起用

横浜銀行は、両行の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式移転比率算定を依頼した上記 の独立した第三者算定機関のほか、UBS証券株式会社（以下「UBS証券」といいます。）を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、横浜銀行は、UBS証券からは株式移転比率算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

(ウ) 独立した法律事務所からの助言

横浜銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、横浜銀行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続きに関する法的助言（役員の善管注意義務に関する法的助言を含む。）を受けております。

イ 東日本銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

東日本銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記 に記載のとおり、第三者算定機関としてSMB C日興証券を起用し、SMB C日興証券は、本株式移転における株式移転比率に関する交渉及び協議に用いるために、その財務的分析及び算定を行いました。東日本銀行は、第三者算定機関であるSMB C日興証券の分析及び助言を参考として横浜銀行と交渉・協議を行い、上記(1)「株式移転比率」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを本日開催された取締役会において決議いたしました。

また、東日本銀行はSMB C日興証券から平成27年9月8日付にて、本株式移転における株式移転比率は、東日本銀行の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。SMB C日興証券の株式移転比率の分析及び意見書に関する前提条件及び免責事項については下記「SMB C日興証券による株式移転比率の分析及び意見書の前提条件・免責事項等について」をご参照ください。

(イ) 独立した財務アドバイザーの起用

東日本銀行は、本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式移転比率分析を依頼した上記 の独立した第三者算定機関のほか、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、東日本銀行は、みずほ証券からは株式移転比率算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

（ウ）独立した法律事務所からの助言

東日本銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、東日本銀行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続きに関する法的助言（役員の善管注意義務に関する法的助言を含む。）を受けております。

利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、横浜銀行と東日本銀行の間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

大和証券は、横浜銀行及び東日本銀行で合意された株式移転比率が横浜銀行の普通株主にとって財務の見地から公正である旨の意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を提出するに際して、株式移転比率の分析及び検討を行っておりますが、当該分析及び検討においては、横浜銀行及び東日本銀行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、横浜銀行及び東日本銀行並びにそれらの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定義される「関係会社」をいいます。以下、同じとします。）の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された意見に影響を与える可能性のある横浜銀行及び東日本銀行並びにこれらの関係会社の実事（偶発債務及び訴訟等を含みます。）については、現在及び将来にわたり大和証券に対して未開示の事実が無いことを前提としています。大和証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる適用法令の下における横浜銀行及び東日本銀行並びにそれらの関係会社の支払能力又は信用力についても評価を行っておりません。大和証券は、横浜銀行及び東日本銀行並びにそれらの関係会社のいかなる財産又は設備についてもその実地の見分を行っておらず、またその義務を負うものではありません。横浜銀行の会計及び法務の各アドバイザーは、横浜銀行と予め合意した事項及び範囲において東日本銀行に対する各デュー・ディリジェンスを実施しており、大和証券は、かかるデュー・ディリジェンスの対象事項及び範囲について独自に検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオンに記載の意見を述べるにあたり、大和証券に提供された横浜銀行及び東日本銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、横浜銀行及び東日本銀行それぞれの経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適正な手続に従って作成されたことを前提としており、大和証券は、当該事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自の検証を行っておらず、その義務又は責任を負うものではありません。

大和証券は、当該事業計画及び財務予想作成にかかる各種前提条件が正確かつ実現可能であることを前提としており、これらの正確性及び実現可能性について、独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、大和証券が検討した本株式移転に係る株式移転計画書案と実質的に同一内容を有する本株式移転に係る株式移転計画書（以下「本計画書」といいます。）が適法かつ有効に作成され、横浜銀行及び東日本銀行の株主総会で承認されること、大和証券が検討した本株式移転に係る経営統合契約書案と実質的に同一内容を有する本株式移転に係る経営統合契約書（以下「本契約書」といいます。）が横浜銀行及び東日本銀行との間で適切かつ有効に締結されること、本株式移転が本計画書及び本契約書に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本計画書及び本契約書に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式移転が本計画書及び本契約書の条件に従って完了することを前提としています。また、大和証券は、本株式移転が適法かつ有効に実施されること、本株式移転の税務上の効果が両行から提示された想定と相違ないこと、本株式移転の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式移転によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。大和証券は、本株式移転の実行に関する横浜銀行の意思決定、あるいは本株式移転と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを横浜銀行から依頼されておらず、また検討しておりません。大和証券は、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式移転に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。大和証券は、横浜銀行より提示された本株式移転にかかる税務上の想定される効果が実現することを前提としています。本フェアネス・オピニオンは、大和証券が横浜銀行からの依頼に基づいて横浜銀行が本株式移転における本株式移転比率を検討するための参考情報を横浜銀行の取締役会に提供することを唯一の目的（以下「本フェアネス・オピニオン作成目的」といいます。）として作成されたものです。従って、大和証券は、本フェアネス・オピニオンが本フェアネス・オピニオン作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して生じ得る一切の責任を負うものではありません。また、横浜銀行は、大和証券の書面による事前の同意なく、本フェアネス・オピニオンを第三者に開示、参照又は伝達させること及び第三者のために使用すること（以下、総称して「本件開示」といいます。）はできません。大和証券の事前の了承を得てなされる本フェアネス・オピニオンの第三者に対する本件開示の場合においても、唯一横浜銀行が責任を負うものとし、大和証券は責任を負うものではありません。大和証券は、横浜銀行以外の第三者に対して本フェアネス・オピニオンの記載内容又は本株式移転に関連して、一切の責任を負うものではなく、かつ、本フェアネス・オピニオンが本フェアネス・オピニオン作成目的以外の目的で使

用されることに起因又は関連して一切の責任を負うものではありません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、横浜銀行の普通株主に対して本株式移転に関する議決権等の株主権の行使（反対株主の買取請求権の行使を含みます。）、横浜銀行株式の譲渡又は譲受けその他の関連する事項について何らの推奨又は勧誘を行うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、横浜銀行の普通株主にとって本株式移転比率が財務的見地から公正であるか否かについてのみ意見を述べるものであり、大和証券は、横浜銀行の普通株主以外の第三者にとって公正であるか否か又はその他の事項についての意見を求められておらず、かつ、意見を述べておりません。大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、本株式移転比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定、又は横浜銀行の本株式移転に関する意思決定について意見を述べるものではありません。また、大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、本フェアネス・オピニオンの日付以降に取引される横浜銀行、東日本銀行及び共同持株会社の普通株式の価格について、いかなる意見を述べるものでもありません。大和証券は、本株式移転比率に関して、本株式移転に関わるいかなる役員、取締役若しくは従業員、又はこれらと同様の者が受け取る予定のいかなる報酬の額や性質が公正であるか否かについて、意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成された財務情報に依拠しており、当該財務情報が国際財務報告基準に従って作成された場合に生じ得る差異については考慮に入れておりません。また、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、本フェアネス・オピニオンの日付現在における金融、経済、市場その他の状況も前提としており、当該日付現在までに大和証券が入手可能な情報に依拠していますが、入手し得る資料及び情報に制約があるため、大和証券が本株式移転比率の算定に使用した資料及び情報の中には、当該日付と異なる時点の資料及び情報も一部含まれております。また、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は今後の状況の変化により影響を受ける可能性があります。大和証券はその意見を修正、変更、更新、補足又は再確認する義務を一切負いません。

S M B C日興証券による株式移転比率の分析及び意見書の前提条件・免責事項等について

S M B C日興証券は、東日本銀行と横浜銀行との間で締結される予定の経営統合契約書（以下「本契約書」といいます。）に基づき行われる共同株式移転（以下「本件」といいます。）における東日本銀行のフィナンシャル・アドバイザーを務めております。S M B C日興証券はそのサービスの対価として東日本銀行から手数料を受領する予定であり、その一部は本件の完了を条件として発生するものであり、また、東日本銀行は、S M B C日興証券がフィナンシャル・アドバイザーを務めることに起因して発生するかもしれない損害や債務を補償し免責することに同意しています。S M B C日興証券及びその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第8項の定義に従うものとし、以下本書において同様とします。）は、S M B C日興証券による本件の妥当性に関する意見表明（以下「本意見表明」といいます。）の日付に先立つ過去2年間において、東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社に対して、本件に関わりのない一定の投資銀行業務及びその他の金融サービスを提供してきており、当該サービスに関して報酬を受領しております。通常の証券業務の過程において、自社勘定又は顧客勘定を通じて、S M B C日興証券及びその関係会社は、東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社の有価証券に関して保有又は取引を行う可能性があり、従って、随時かかる有価証券に関してロング・ポジション又はショート・ポジションを持つことがあります。本意見表明の発行は、S M B C日興証券の社内指針及び手順に照らし権限を有する委員会により承認されました。前述の要約は本意見表明に関連してS M B C日興証券が行った分析及び検討した要因を網羅するものではありません。財務的意見表明の作成は、主観的な判断を伴う複雑なプロセスであり、部分的な分析又は簡易な説明は必ずしも可能ではありません。S M B C日興証券の分析の一部は前述のとおりですが、これらは全体として検討されるべきであり、分析の一部を取り、又は、表中の情報に注目した場合、S M B C日興証券による分析及び意見のプロセスについて不完全な見解を生みかねないと考えます。S M B C日興証券は、本意見表明の作成にあたり、ある1つの要因又は手段から独立して結論を導いたり、それらに関する結論を出すことはなく、S M B C日興証券が行ったあらゆる分析について全体から評価し、最終的な意見表明に至っております。

本意見表明は、本件に用いられる株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）が東日本銀行の株主にとって財務的見地から妥当であることについて意見表明するにとどまるものです。本件又は本契約書におけるその他のいかなる条項又は本件に関連して企図される又は締結されるその他いずれの契約又は合意におけるいかなる条項に関しても意見を述べるものではなく、また、東日本銀行の他の種類の有価証券の所有者、債権者、その他の関係者にとって本件が妥当であることについて意見を述べるものではありません。S M B C日興証券は、本件より前における東日本銀行若しくは横浜銀行の株式の取引価格、又は本件の後の東日本銀行若しくは横浜銀行若しくは本件で新たに設立される共同持株会社の株式の取引価格について一切見解を述べるものではなく、本株式移転比率の根拠となった前提や仮定についても、何ら見解を表明するものではありません。S M B C日興証券は、本件を行うに際しての東日本銀行の経営上の意思決定や東日本銀行がとり得る他の戦略的手段と比較した場合における本件の利点について意見を述べるものではありません。S M B C日興証券は、本件に関して第三者の関心の表明又は提案の勧誘を行っておりません。また、S M B C日興証券は、本件に関連して東日本銀行の株主が議決権を行使し又は何らかの行動をすることについて、意見を述べたり推奨をするものではありません。更に、S M B C日興証券は、東日本銀行又は横浜銀行の株主に対して本件に関連して支払われる対価との比較で、本件のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又はいかなる役職につく関係者についても、本件に関連する報酬の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬の妥当性に関して意見を述べるものではありません。

S M B C日興証券は、本意見表明を行うに当たり、東日本銀行の同意を得て、(i)本契約書の最終版がS M B C日興証券がレビューした契約書案と重大な点において異なるものではないこと、(ii)本件の完了に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、東日本銀行若しくは横浜銀行又は本件により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されること、(iii)本件は、本契約書に規定された契約条件に基づき、そして全ての適用法令、関連文書及び諸要件に従って完了するものであって、それら契約条件等について、S M B C日興証券による分析又は本意見表明に重要な影響を及ぼすような、遅延、放棄、修正又は改正がないことを前提としています。

S M B C日興証券は、レビューを行うに当たり、東日本銀行の同意を得て、公開情報、東日本銀行又は横浜銀行から提供を受けた情報、東日本銀行又は横浜銀行と協議した情報その他のS M B C日興証券が検討の対象とした又はS M B C日興証券のために検討された一切の情報が正確かつ完全であることを前提として、それらの情報に依拠しており、独自にその検証を行っておりません。S M B C日興証券は、それらの情報が正確かつ完全であることについての責任及び義務を負っておりません。S M B C日興証券は、S M B C日興証券の分析につき重大な影響を与えることが有り得る情報でS M B C日興証券に対して未開示である情報が存在しないことを前提としており、本契約書において東日本銀行及び横浜銀行が行う表明及び保証が、S M B C日興証券の分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であることを前提としています。S M B C日興証券は、東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社のいかなる資産及び負債についての評価又は査定を行っておらず、またその提供も受けておらず、また、倒産若しくは支払停止又は適用ある法令の下でそれらに類似するものに関する東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。S M B C日興証券は、東日本銀行の同意を得て、(i) S M B C日興証券に提供された財務予測その他将来に関する情報（シナジーを含む。）については、東日本銀行及び横浜銀行の経営陣の現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成又は回答され、かつ東日本銀行又は横浜銀行の入手可能な予測及び判断を反映していること、並びに、(ii) 東日本銀行及び横浜銀行の財務状況がそれぞれの財務予測に従って推移することを前提としており、当該分析、予測又はそれを基礎付ける前提事項の合理性について何らの意見を述べるものではありません。

本意見表明は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本会計基準」といいます。）に従って作成された財務情報に基づいています。S M B C日興証券は、分析にあたり、国際財務報告基準に従って東日本銀行又は横浜銀行が作成した財務情報を検証しておらず、日本会計基準と国際財務報告基準の差異を一切考慮に入れておりません。S M B C日興証券は、東日本銀行の同意を得て、本件が、東日本銀行及び横浜銀行、並びにそれぞれの株主にとって、日本の所得税法及び法人税法上、適格組織再編であることを前提としております。本意見表明は、必然的に本意見表明の日付現在の経済、金融、市場、その他の状況、及び本意見表明の日付までにS M B C日興証券が入手した情報を前提としております。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 会計帳簿の閲覧等請求権

横浜銀行と東日本銀行の株主は、銀行法上、各行の会計帳簿及び記録を閲覧等する権利を有しませんが、当社の株主は、会社法に定められた一定の株式保有要件を満たす限り、当社の会計帳簿及び記録を閲覧等する権利を有します。

(2) その他

横浜銀行及び当社の定款には、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定がありますが、東日本銀行の定款にはこれに相当する規定はありません。

また、横浜銀行及び当社の定款には、単元未満株式を有する株主は、(i) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利、(ii) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、(iii) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、並びに(iv) 上記の単元未満株式の売渡しを請求する権利以外の権利を有しない旨の規定がありますが、東日本銀行の定款にはこれに相当する規定はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法

横浜銀行又は東日本銀行の株主が、その有する横浜銀行の普通株式又は東日本銀行の普通株式につき、横浜銀行又は東日本銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成27年12月21日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ横浜銀行又は東日本銀行に対し通知し、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、かつ、横浜銀行及び東日本銀行が上記臨時株主総会の決議の日（平成27年12月21日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

横浜銀行

横浜銀行の株主による議決権の行使の方法としては、平成27年12月21日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、横浜銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、横浜銀行に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、横浜銀行に平成27年12月18日までに到達するように返送することが必要となります。なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト<http://www.e-sokai.jp>にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成27年12月18日午後6時までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成27年12月17日までに、横浜銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面により通知する必要があります。また、横浜銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

東日本銀行

東日本銀行の株主による議決権の行使の方法としては、平成27年12月21日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、東日本銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、東日本銀行に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、東日本銀行に平成27年12月18日までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる方法は、議決権行使サイト<http://www.e-sokai.jp>にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成27年12月18日午後5時までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成27年12月17日までに、東日本銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面により通知する必要があります。また、東日本銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時における横浜銀行及び東日本銀行の株主に割り当てられます。株主は、自己の横浜銀行又は東日本銀行の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

買取請求権について

横浜銀行

横浜銀行は、第5回から第12回までの新株予約権を発行しておりますが、これらの新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限りません。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

東日本銀行

東日本銀行は、第1回から第4回までの新株予約権を発行しておりますが、これらの新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限りません。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

また、横浜銀行及び東日本銀行は、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、横浜銀行においては東日本銀行の、東日本銀行においては横浜銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、両行の本店に平成27年12月3日よりそれぞれ備え置く予定であります。その他、横浜銀行もしくは東日本銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転の効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、平成27年9月8日開催の両行の取締役会において承認され作成された株式移転計画であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、横浜銀行又は東日本銀行の平成27年3月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、横浜銀行もしくは東日本銀行の平成27年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記からの書類の備置開始後、本株式移転の効力発生日までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面であります。

これらの書類は、両行の本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成27年9月8日(火)	経営統合契約書及び株式移転計画書に係る取締役会決議、並びに、経営統合契約書の締結及び株式移転計画書の作成(両行)
平成27年9月15日(火)	臨時株主総会に係る基準日の公告日(両行)
平成27年9月30日(水)	臨時株主総会に係る基準日(両行)
平成27年12月21日(月)(予定)	株式移転計画承認臨時株主総会(両行)
平成28年3月29日(火)(予定)	東京証券取引所上場廃止日(両行)
平成28年4月1日(金)(予定)	当社設立登記日(効力発生日)及び当社株式上場日

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 株式について

横浜銀行又は東日本銀行の株主が、その有する横浜銀行の普通株式又は東日本銀行の普通株式につき、横浜銀行又は東日本銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成27年12月21日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ横浜銀行又は東日本銀行に対し通知し、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、かつ、横浜銀行及び東日本銀行が上記臨時株主総会の決議の日（平成27年12月21日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

横浜銀行

横浜銀行は、第5回から第12回までの新株予約権を発行しておりますが、これらの新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

東日本銀行

東日本銀行は、第1回から第4回までの新株予約権を発行しておりますが、これらの新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り、）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2 【統合財務情報】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、両行の最近連結会計年度の主要な経営指標である「連結経常収益」、「連結経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりであります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「連結経常収益」、「連結経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

連結経常収益(百万円)	349,133
連結経常利益(百万円)	121,161
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	84,892

(3) 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる両行の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりであります。

横浜銀行

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)
連結経常収益	百万円	284,744	298,933	294,010	294,451	305,462
連結経常利益	百万円	81,667	96,323	95,079	102,200	108,074
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	47,089	51,190	55,342	60,690	76,324
連結包括利益	百万円	40,077	65,487	92,431	66,364	144,813
連結純資産額	百万円	786,948	832,765	895,664	921,506	1,010,495
連結総資産額	百万円	12,520,526	12,802,131	13,468,743	13,832,063	15,377,845
1株当たり純資産額	円	540.87	578.23	641.49	673.74	774.51
1株当たり当期純利益 金額	円	34.62	37.84	41.66	46.78	60.52
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	34.61	37.82	41.64	46.76	60.48
自己資本比率	%	5.87	6.08	6.23	6.24	6.27
連結自己資本利益率	%	6.50	6.76	6.83	7.12	8.35
連結株価収益率	倍	11.40	10.94	13.08	11.00	11.63
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	412,864	74,647	356,451	555,406	1,330,904
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	273,939	152,617	19,060	122,421	334,472
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	14,791	19,750	37,612	130,618	74,632
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	518,666	420,937	720,772	1,268,029	2,189,882
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	4,768 〔4,194〕	4,752 〔4,268〕	4,751 〔3,940〕	4,780 〔3,881〕	4,815 〔3,793〕

- (注) 1 横浜銀行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

東日本銀行
 主要な経営指標等の推移
 連結経営指標等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)
連結経常収益	百万円	40,487	41,406	38,883	39,994	43,670
連結経常利益	百万円	7,409	11,823	7,944	9,978	13,086
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	4,268	5,832	4,581	5,545	8,567
連結包括利益	百万円	4,464	5,624	8,814	5,364	15,982
連結純資産額	百万円	87,867	90,742	98,200	101,546	116,226
連結総資産額	百万円	1,803,716	1,857,201	1,906,817	1,960,768	2,104,727
1株当たり純資産額	円	476.33	513.22	554.88	573.11	655.17
1株当たり当期純利益 金額	円	22.03	32.58	25.94	31.40	48.47
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	18.78		25.91	31.28	48.23
自己資本比率	%	4.9	4.9	5.1	5.2	5.5
連結自己資本利益率	%	4.81	6.53	4.85	5.56	7.89
連結株価収益率	倍	8.17	5.86	9.40	8.08	7.79
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	54,894	3,193	12,441	8,846	66,894
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	44,886	20,132	25,515	11,597	27,444
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	21,701	2,816	1,415	1,415	1,419
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	67,737	81,860	42,489	61,519	99,552
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	1,423 [394]	1,416 [379]	1,439 [381]	1,440 [378]	1,450 [384]

- (注) 1 東日本銀行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。
- 2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、平成23年度は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本利益率について、平成22年度は親会社株主に帰属する当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式及び非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。平成23年度は平成22年度中に優先株式を全額消却したことから親会社株主に帰属する当期純利益を非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。平成24年度より親会社株主に帰属する当期純利益を新株予約権及び非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。
- 6 従業員数欄の[]内には、臨時従業員数の年間の平均人員を外書きで記載しております。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2 【沿革】

- 平成27年9月8日 両行は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る「株式移転計画書」の作成及び「経営統合契約書」の締結を決議いたしました。なお、両行は、平成27年10月30日付で「経営統合契約書」及び「株式移転計画書」の内容を一部変更しております。
- 平成27年12月21日 横浜銀行は、その臨時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成27年12月21日 東日本銀行は、その臨時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成28年4月1日 両行が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる両行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書(横浜銀行については平成27年6月22日提出、東日本銀行については平成27年6月25日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

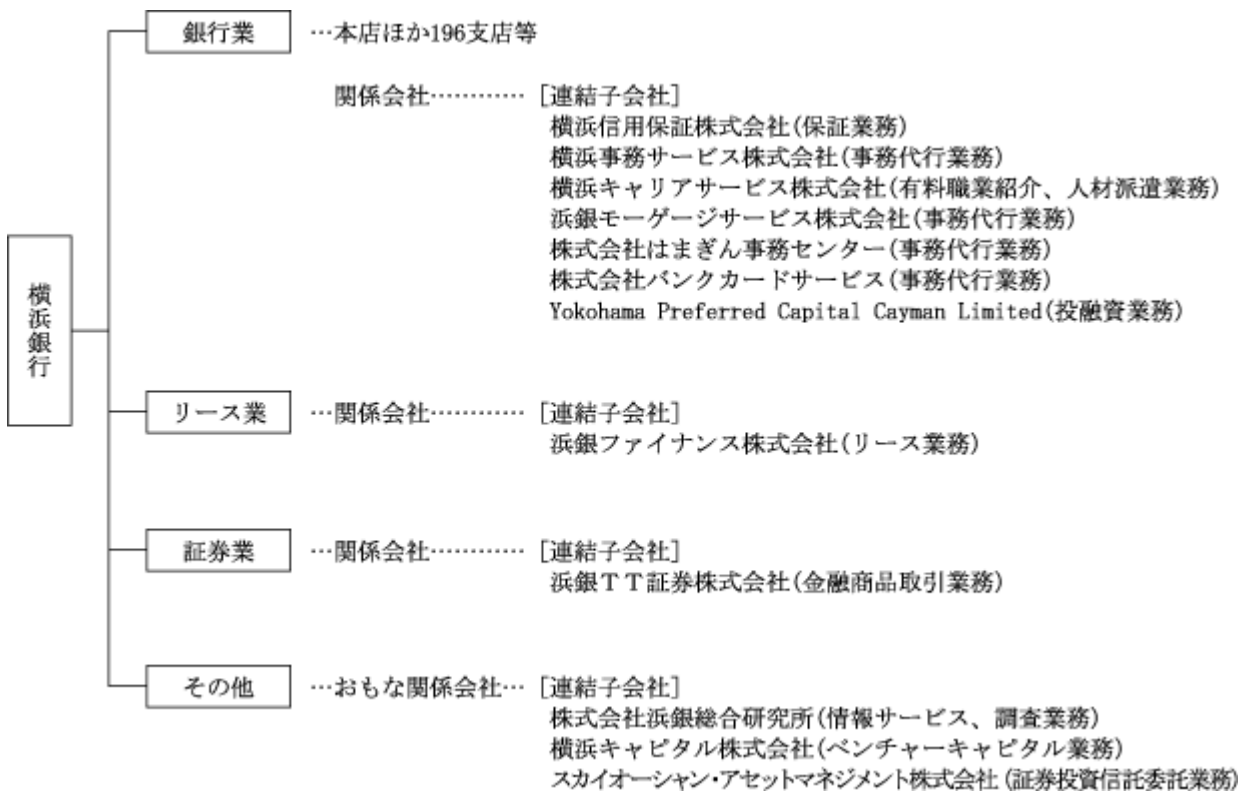
当社は、銀行およびその他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理業務ならびにこれに付帯関連する一切の業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となる両行の平成27年3月期連結会計年度末日(平成27年3月31日)時点(但し、これらの日よりも後の時点の事実関係であることを明記した注記の記載についてはその時点)における事業の内容は以下のとおりであります。

(1) 横浜銀行

横浜銀行グループ(横浜銀行及び横浜銀行の関係会社)は、15社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、金融商品取引業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業をおこなっております。

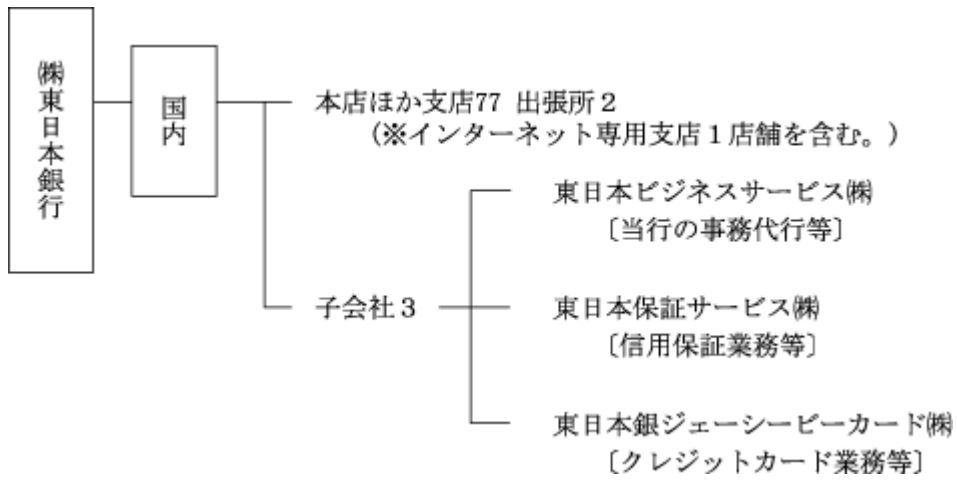
横浜銀行及び横浜銀行の関係会社の事業系統図は以下のとおりであります。



(2) 東日本銀行

東日本銀行グループ(東日本銀行及び東日本銀行の関係会社)は、3社で構成され、銀行業務を中心に、信用保証業務などの金融サービスを提供しており、銀行業の単一セグメントであります。

また、東日本銀行及び東日本銀行の関係会社の事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両行それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 提出会社の企業集団の概要 イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の平成27年3月期連結会計年度末日(平成27年3月31日)における従業員の状況につきましては、以下のとおりであります。

横浜銀行

平成27年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	証券業	その他	合計
従業員数(人)	4,398 [3,705]	123 [26]	208 [33]	86 [29]	4,815 [3,793]

(注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員3,794人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

東日本銀行

東日本銀行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、事業区分別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成27年3月31日現在

事業区分	銀行	その他	合計
従業員数(人)	1,406 [376]	44 [8]	1,450 [384]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員542人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

3 その他は、連結子会社3社であります。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社

当社の完全子会社となる両行の本届出書提出日までの1年間における労働組合の状況につきましては、以下のとおりであります。

横浜銀行

横浜銀行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、平成27年3月31日現在における組合員数は3,887人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

東日本銀行

東日本銀行の従業員組合は、東日本銀行従業員組合と称し、平成27年3月31日現在における組合員数は1,197人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の業績等の概要につきましては、横浜銀行の有価証券報告書(平成27年6月22日提出)、東日本銀行の有価証券報告書(平成27年6月25日提出)、横浜銀行の四半期報告書(平成27年8月5日及び平成27年11月12日提出)及び東日本銀行の四半期報告書(平成27年8月7日及び平成27年11月9日提出)をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行は、銀行業における業務の特殊性のため、該当事項はありません。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の対処すべき課題につきましては、横浜銀行の有価証券報告書(平成27年6月22日提出)、東日本銀行の有価証券報告書(平成27年6月25日提出)、横浜銀行の四半期報告書(平成27年8月5日及び平成27年11月12日提出)及び東日本銀行の四半期報告書(平成27年8月7日及び平成27年11月9日提出)をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両行の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両行の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両行の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成28年4月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備を横浜銀行及び東日本銀行で進めておりますが、例えば次のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・株主総会で承認が得られないリスク
- ・何らかの事情により、経営統合契約で定めた内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定通りに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) 横浜銀行の事業等のリスク

会社がとっている経営方針に係るもの

ア リージョナル・リテール分野への集中について

横浜銀行グループは、地域に密着したリテール戦略に軸足を置いた営業施策を展開しており、預金・貸出金とも中小企業、個人及び地方公共団体を中心に神奈川県内の比率が高くなっております。神奈川県内の経済情勢につきましては、稠密な店舗ネットワークを活かし情報収集に努めることによりリスク管理を徹底しておりますが、神奈川県経済の動向により横浜銀行グループの預金量ならびに貸出金額及び不良債権額が変動し、横浜銀行グループの業績に影響を与える可能性があります。

イ 中小企業等に対する貸出金について

横浜銀行グループは、地域の中小企業・個人向け貸出金の増強に継続して取り組んでいることから、中小企業・個人向け貸出の比率は高い水準を維持しております。中小企業・個人向け貸出は、小口化によりリスクの分散を図っておりますが、中小企業の業績や担保不動産の価格、個人の家計等の動向により横浜銀行グループの業績に影響を与える可能性があります。

ウ 他の金融機関・他の業態との競合について

横浜銀行グループは、神奈川県及び東京西南部という成長性の高いマーケットの中で確固たる営業基盤を築いてきておりますが、他の金融機関が横浜銀行グループの営業地盤において今後さらに積極的な営業展開を進めることにより、あるいは他の業態が横浜銀行グループの事業分野に新たに参入することにより競争が激化する可能性があります。

財政状態及び経営成績の変動に係るもの

銀行の経営成績は、市中金利による影響が大きい貸出金利回りと預金金利回りの差（預貸金利回り差）、景気動向による影響が大きい不良債権の償却・引当状況及び保有株式の価格動向などにより大きく変動いたします。

ア 不良債権について

横浜銀行グループは、厳格な自己査定の実施にもとづく不良債権処理の徹底と、大口融資先の削減による小口分散化を進めてきておりますが、横浜銀行グループの不良債権残高及び不良債権処理額は、マクロ経済特に神奈川県経済の動向、不動産価格及び株価の変動、横浜銀行グループ融資先の経営状況の変動などにより影響を受ける可能性があります。

また予想損失率を上回る貸倒れが発生した場合、又は、横浜銀行グループの自己査定結果と関係当局の検査・考査における査定結果が異なる場合、追加的な引当てを実施する必要が生じる可能性があります。

イ 有価証券の評価損益について

横浜銀行グループは、持合い株式の売却を他行に先駆けて実施し株式保有額を圧縮するとともに、債券ポートフォリオにおける平均残存年数の適正化を図ることにより、株価・金利変動リスクを管理してまいりましたが、今後株価や債券価格の大幅な下落が生じた場合には、横浜銀行グループの業績及び自己資本比率に影響を受ける可能性があります。

ウ 退職給付債務について

年金資産の運用利回りが低下した場合や、割引率等予定給付債務計算の前提となる年金数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付債務が増加することにより、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を与える可能性があります。

エ デリバティブ取引について

横浜銀行グループは、横浜銀行グループの資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、お客さまに対する各種のリスクヘッジ手段の提供や横浜銀行グループの収益増強のため、デリバティブ取引に取り組んでおります。デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、横浜銀行グループの体力やリスク管理体制の範囲内でコントロール可能なリスク量となるようにリスク管理を心がけておりますが、金利や為替に関し想定を超える変動が生じた場合は、横浜銀行グループの業績に影響を与える可能性があります。

特定の取引先等への高い依存度に係るもの

横浜銀行グループは、従来より貸出金の小口分散化を進めてきており、特定の大口貸出先への大きな偏りもなく、幅広く分散した内容となっておりますが、横浜銀行グループの貸出ポートフォリオのなかで不動産業に対する貸出金残高及び不良債権残高が占める割合は、他の業種に比べて多くなっております。今後不動産業の経営環境が悪化した場合は、横浜銀行グループの貸出金額や不良債権額に影響を与える可能性があります。

特有の法的規制等に係るもの

銀行の経営成績は、法的規制、会計等の方針及び金融政策などの変更により、影響を受ける可能性があります。

ア 自己資本比率規制について

横浜銀行グループは、平成21年11月以降国際統一基準採用行となっており、規制水準以上の自己資本比率を維持することが求められております。横浜銀行グループの自己資本比率は、現在のところこの規制水準を上回っておりますが、今後算出基準等に何らかの変更があった場合、資本金、利益剰余金、保有有価証券の評価差損等の増減、劣後債務の増減及びリスクアセットの額等が変動し、その結果、横浜銀行グループの自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

イ 流動性規制について

横浜銀行グループの流動性カバレッジ比率は規制水準を上回っておりますが、今後算出基準等に何らかの変更があった場合、適格流動資産の額や資金流出額等が変動し、その結果、横浜銀行グループの流動性カバレッジ比率に影響を及ぼす可能性があります。

ウ 税効果会計について

繰延税金資産は、現時点の会計基準にもとづき計上しておりますが、今後会計基準に何らかの変更があり、繰延税金資産の算入に何らかの制限が課された場合、あるいは繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断される場合は、横浜銀行グループの繰延税金資産は減額され、その結果、横浜銀行グループの業績ならびに自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

重要な訴訟事件等の発生に係るもの

現在特に記載すべき事項はありませんが、今後の事業活動の過程で訴訟を提起される可能性があります。

役員、従業員、大株主、関係会社等に関する重要事項に係るもの

特に記載すべき事項はありません。

その他

ア 情報漏洩リスクについて

平成17年4月の個人情報保護法施行により、個人情報の取り扱いが厳格化され、罰則規定が設けられました。横浜銀行グループでは、お客さまに関するデータの漏洩、不正、悪用等がないよう最大限の努力を払っておりますが、万一そのようなことがおこった場合には、横浜銀行グループのレピュテーションリスクが顕在化し、お客さまの経済的・精神的損害に対する賠償など直接的な損害が発生する可能性があります。

イ コンプライアンスに係るリスクについて

横浜銀行グループでは、各種法令諸規則が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底をおこなっておりますが、これら法令諸規則が遵守されなかった場合には、横浜銀行グループの業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

ウ 金融犯罪に係るリスク

キャッシュカードの偽造・盗難をはじめとする金融機関を狙った犯罪が多発しております。このような状況を踏まえ、横浜銀行グループでは、金融犯罪による被害発生を未然に防止するため、セキュリティ強化に向けた取り組みをおこなっております。しかしながら、高度化する金融犯罪の発生により、被害に遭われたお客さまに対し多額の補償を行う場合、ならびに未然防止の対策に多額の費用が必要となる場合には、横浜銀行グループの経費負担が増大し、横浜銀行グループの業績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

エ システムに係るリスク

横浜銀行グループでは、保有する情報とコンピュータシステムを適切に保護するため、「セキュリティポリシー」「セキュリティスタンダード」「システムリスク管理規程」等を定め、システムリスクに対する体制整備をおこなうとともに、オンラインシステムに関しては、万が一、システム障害が発生した場合に備えて、コンピュータ機器・回線の二重化や危機管理に対する訓練を実施し、早期回復をおこなえるよう努めています。また大規模地震などの災害に備え、オンラインシステムのバックアップセンターを設置しています。

しかしながら、過失、事故、ハッキング、コンピュータウィルスの発生、システムの新規開発・更新等により重大な障害が発生し、障害の規模によってはこうした対策が有効に機能しない可能性があります。その場合には、横浜銀行グループの業績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

オ その他リスク

外部格付機関が横浜銀行の格付けを引き下げた場合、銀行業界に関するメディアの報道により横浜銀行グループの信用が傷ついた場合、国内の他の金融機関の信用が著しく悪化しリスクプレミアムが生じた場合、横浜銀行グループの資金・資本調達及び業績に悪影響を与える可能性があります。

横浜銀行グループは、これらの他にも事務リスク、決済リスクなど様々なリスクがありうることを認識し、それらを可能な限り防止、分散あるいは回避するよう努めております。しかしながら、政治経済情勢、法的規制及び大規模な自然災害その他横浜銀行グループの支配のおよばない事態の発生により、横浜銀行グループの業績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 東日本銀行の事業等のリスク

信用リスク

東日本銀行グループは、信用リスクの適切な管理に努めておりますが、景気動向や取引先の財務内容が悪化した場合には、不良債権及び与信関連費用が増加し、東日本銀行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

市場関連リスク

東日本銀行グループは、有価証券投資の適切な管理に努めておりますが、今後、株価や債券価格が下落した場合や金利変動があった場合には、東日本銀行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

流動性リスク

東日本銀行グループは、資金繰りの適切な管理に努めておりますが、風評リスクの顕在化等による東日本銀行の信用力低下により必要な資金確保が困難になる場合には、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされたり、調達自体ができなくなることにより、東日本銀行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

システムリスク

東日本銀行グループは、システムトラブル等のシステムリスクの適切な管理に努めておりますが、ATMの不具合、ホストコンピュータの停止・誤作動等が発生した場合には、決済機能やサービス業務に支障を来し、東日本銀行の社会的信用の失墜につながり、東日本銀行グループの業績や業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

事務リスク

東日本銀行グループは、事務リスクの適切な管理に努めておりますが、銀行業も規制緩和等により、広範囲の業務が認められる反面、取扱商品が多様化した結果、事務ミスが発生した場合には、原状回復に要する対応費用等により不測の損失が発生し、東日本銀行グループの業績や業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

自己資本比率に係るリスク

東日本銀行グループは、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に定められた国内基準である自己資本比率4%以上を維持する必要があります。東日本銀行グループでは、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めており、現在のところ、自己資本比率はこの最低基準を大幅に上回っております。しかしながら、本項に示した事業等に係る各種リスクが顕在化することにより、自己資本比率が低下する可能性があります。

繰延税金資産に係るリスク

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果を、繰延税金資産として貸借対照表に計上することが認められております。東日本銀行グループは、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積り計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額された場合には、東日本銀行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務等の変動に係るリスク

東日本銀行グループの退職給付費用や債務は、年金資産の期待運用収益率や将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、実際の結果が前提条件と異なる場合や前提条件に変更があった場合には追加損失が発生する可能性があります。

規制変更のリスク

東日本銀行グループは、現時点の規制（法律、規則、政策、会計制度、実務慣行等）に従って業務を遂行しております。将来、これらの規制の新設、変更、廃止並びにそれらによって発生する事態が、東日本銀行グループの業績や業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

格付低下のリスク

格付機関が東日本銀行の格付を引き下げた場合、東日本銀行の市場部門は、取引において不利な条件を承諾せざるを得ない可能性や、又は一定の取引を行うことができなくなり、東日本銀行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

競争に伴うリスク

日本の金融制度は大幅に規制が緩和される傾向にあり、これに伴い競争が激化しております。その結果、他金融機関等との競争により想定した収益があげられず、業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

特定の業種等への取引集中に係るリスク

東日本銀行グループは、従来より貸出先や業種の分散化を進めてきております。しかしながら、業種別貸出状況では、不動産賃貸管理業、卸売・小売業に対する貸出金の構成比が比較的高く、それらの業種の経営環境等に变化が生じた場合には、東日本銀行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

風評リスク

東日本銀行グループの業務は、預金者等のお客さまや市場関係者からの信用に大きく依存しております。そのため、東日本銀行グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客さまや市場関係者が東日本銀行グループについて事実と異なる理解・認識をされ、東日本銀行グループの業務運営や、業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスリスク

東日本銀行グループは、業務を遂行する上で様々な法令諸規制の適用を受けており、これらの法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底に努めておりますが、これが遵守できなかった場合には、東日本銀行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

顧客情報に係るリスク

東日本銀行グループは、個人情報・機密情報等のデータを有しており、その管理については、マニュアルで管理方法を明確に定めるとともに、本人確認システムを導入する等、不正利用・流出を防止する体制を強化しております。しかしながら、これらの対策にも関わらず、重要な情報が外部に漏洩した場合には、東日本銀行グループの業績や業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

重要な訴訟によるリスク

東日本銀行グループは、法令遵守の徹底に努め、法令違反の未然防止体制を強化しております。しかしながら、今後、様々な業務遂行にあたり、法令違反及びこれに対する訴訟が提起された場合には、東日本銀行グループの業績や財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

連結子会社に関するリスク

東日本銀行の連結子会社には、クレジットカード業務、信用保証業務を行っている会社がありますが、我が国の景気の動向や各社の与信先の状況によっては、各社の経営状況が悪化し、その結果、東日本銀行グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

大規模自然災害等に関するリスク

東日本銀行グループは、大地震・台風等の自然災害や伝染病の発生等の不測の事態に対して、被害を最小限にとどめ早期に事業を復旧する体制整備に努めておりますが、そのような事態が発生した場合には、東日本銀行グループ資産の毀損による損害の発生、取引先の経営悪化、事業活動の制限等により、直接的又は間接的に、東日本銀行グループの業績や業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経営上の重要な契約等につきましては、横浜銀行の有価証券報告書(平成27年6月22日提出)、東日本銀行の有価証券報告書(平成27年6月25日提出)、横浜銀行の四半期報告書(平成27年8月5日及び平成27年11月12日提出)及び東日本銀行の四半期報告書(平成27年8月7日及び平成27年11月9日提出)をご参照ください。また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行においても、該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、横浜銀行の有価証券報告書(平成27年6月22日提出)、東日本銀行の有価証券報告書(平成27年6月25日提出)、横浜銀行の四半期報告書(平成27年8月5日及び平成27年11月12日提出)及び東日本銀行の四半期報告書(平成27年8月7日及び平成27年11月9日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の設備投資等の概要につきましては、横浜銀行の有価証券報告書(平成27年6月22日提出)、東日本銀行の有価証券報告書(平成27年6月25日提出)、横浜銀行の四半期報告書(平成27年8月5日及び平成27年11月12日提出)及び東日本銀行の四半期報告書(平成27年8月7日及び平成27年11月9日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の主要な設備の状況につきましては、横浜銀行の有価証券報告書(平成27年6月22日提出)、東日本銀行の有価証券報告書(平成27年6月25日提出)、横浜銀行の四半期報告書(平成27年8月5日及び平成27年11月12日提出)及び東日本銀行の四半期報告書(平成27年8月7日及び平成27年11月9日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

横浜銀行

平成27年9月末時点において計画中である重要な設備の新設、改修等は次のとおりであります。

ア 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
横浜 銀行	営業店他	神奈川県 他	改修その 他	銀行業	店舗等	1,152		自己資金		
	営業店他	神奈川県 他	更改その 他	銀行業	事務機械等	1,619		自己資金		
	本店	神奈川県 横浜市	改修その 他	銀行業	電気設備等	2,046	1,337	自己資金	平成25年10月	平成28年3月
	事務セン ター	神奈川県 横浜市	更改	銀行業	電気設備等	4,065	4,000	自己資金	平成24年11月	平成27年10月

- (注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2 営業店他の店舗等及び事務機器等の主なものは、平成28年3月までに設置予定であります。

イ 売却

重要な設備の売却予定はありません。

東日本銀行

平成27年9月末時点において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
					総額	既支払額			
東日本銀行	新小岩支店	東京都 葛飾区	建替	店舗	1,138	772	自己資金	平成26年12月	平成28年2月
	上野支店	東京都 台東区	移転	店舗	852	261	自己資金	平成27年7月	平成28年6月
	吾妻橋支店	東京都 墨田区	建替	店舗	1,016		自己資金	未定	未定

- (注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2 上記のうち、新小岩支店、上野支店については別途に共用資産等の併設を計画しておりますが、平成27年9月末時点において投資予定額等の詳細については未定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成28年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,333,476,193 (注1、2、3)	東京証券取引所市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注4)
計	1,333,476,193		

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、本株式移転に伴い発行する予定です。

2 横浜銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数(1,254,071,054株)及び東日本銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数(184,673,500株)を前提として算出しております。但し、基準時まで、それぞれが保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、横浜銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数(16,289,422株)及び東日本銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数(7,788,913株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、横浜銀行又は東日本銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成27年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3 両行は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。

4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称 株式会社 証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権等の状況】

横浜銀行及び東日本銀行が発行した新株予約権(ストックオプション)は、本株式移転の日をもって消滅し、同日付で当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第1回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	193(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,300(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注4)
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成50年7月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり648円(注5、6) 資本組入額 1株当たり324円(注5)
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙3の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙3の8.をご参照ください。

- (注) 1 平成27年5月31日現在の株式会社横浜銀行第5回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第1回新株予約権1個を交付します。但し、株式会社横浜銀行第5回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙3の3.をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙3の5.をご参照ください。
- 6 横浜銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第2回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	290(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,000(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注4)
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成51年7月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり455円(注5、6) 資本組入額 1株当たり228円(注5)
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙5の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙5の8.をご参照ください。

- (注) 1 平成27年5月31日現在の株式会社横浜銀行第6回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第2回新株予約権1個を交付します。但し、株式会社横浜銀行第6回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙5の3.をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙5の5.をご参照ください。
- 6 横浜銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第3回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	952(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	95,200(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注4)
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成52年7月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり369円(注5、6) 資本組入額 1株当たり185円(注5)
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙7の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙7の8.をご参照ください。

- (注) 1 平成27年5月31日現在の株式会社横浜銀行第7回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第3回新株予約権1個を交付します。但し、株式会社横浜銀行第7回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙7の3.をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙7の5.をご参照ください。
- 6 横浜銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第4回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	846(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84,600(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注4)
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成53年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり368円(注5、6) 資本組入額 1株当たり184円(注5)
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙9の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙9の8.をご参照ください。

- (注) 1 平成27年5月31日現在の株式会社横浜銀行第8回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第4回新株予約権1個を交付します。但し、株式会社横浜銀行第8回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙9の3.をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙9の5.をご参照ください。
- 6 横浜銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第5回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	1,257(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,700(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注4)
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成54年7月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり327円(注5、6) 資本組入額 1株当たり164円(注5)
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙11の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙11の8.をご参照ください。

- (注) 1 平成27年5月31日現在の株式会社横浜銀行第9回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第5回新株予約権1個を交付します。但し、株式会社横浜銀行第9回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙11の3.をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙11の5.をご参照ください。
- 6 横浜銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第6回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	1,136(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,600(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注4)
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成55年7月4日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり487円(注5、6) 資本組入額 1株当たり244円(注5)
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙13の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙13の8.をご参照ください。

- (注) 1 平成27年5月31日現在の株式会社横浜銀行第10回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第6回新株予約権1個を交付します。但し、株式会社横浜銀行第10回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙13の3.をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙13の5.をご参照ください。
- 6 横浜銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第7回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	1,281(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	128,100(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注4)
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成56年7月4日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり549円(注5、6) 資本組入額 1株当たり275円(注5)
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙15の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙15の8.をご参照ください。

- (注) 1 平成27年5月31日現在の株式会社横浜銀行第11回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第7回新株予約権1個を交付します。但し、株式会社横浜銀行第11回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙15の3.をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙15の5.をご参照ください。
- 6 横浜銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第8回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	995(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	99,500(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注4)
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成57年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格692円(注5、6) 資本組入額346円(注5)
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙17の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙17の8.をご参照ください。

- (注) 1 平成27年9月30日現在の株式会社横浜銀行第12回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第8回新株予約権1個を交付します。但し、株式会社横浜銀行第12回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙17の3.をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙17の5.をご参照ください。
- 6 横浜銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第9回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	3,850(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	208,285(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注4)
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成54年9月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格295円(注5、6、7) 資本組入額148円(注5、7)
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙19の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙19の8.をご参照ください。

- (注) 1 平成27年5月31日現在の株式会社東日本銀行第1回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第9回新株予約権1個を交付します。但し、株式会社東日本銀行第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙19の3.をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙19の5.をご参照ください。
- 6 東日本銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。
- 7 計算の結果生じる1円未満の端数については切り上げて表示しております。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第10回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	3,170(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	171,497(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注4)
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成55年8月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格395円(注5、6、7) 資本組入額198円(注5、7)
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙21の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙21の8.をご参照ください。

- (注) 1 平成27年5月31日現在の株式会社東日本銀行第2回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第10回新株予約権1個を交付します。但し、株式会社東日本銀行第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙21の3.をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙21の5.をご参照ください。
- 6 東日本銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。
- 7 計算の結果生じる1円未満の端数については切り上げて表示しております。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第11回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	2,564(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	138,712.4(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注4)
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成56年8月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格464円(注5、6、7) 資本組入額232円(注5、7)
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙23の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙23の8.をご参照ください。

- (注) 1 平成27年5月31日現在の株式会社東日本銀行第3回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第11回新株予約権1個を交付します。但し、株式会社東日本銀行第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙23の3.をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙23の5.をご参照ください。
- 6 東日本銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。
- 7 計算の結果生じる1円未満の端数については切り上げて表示しております。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第12回新株予約権

	株式移転効力発生日現在 (平成28年4月1日)
新株予約権の数(個)	1,082(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,536.2(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円(注4)
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成57年8月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格878円(注5、6、7) 資本組入額439円(注5、7)
新株予約権の行使の条件	本株式移転計画別紙25の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本株式移転計画別紙25の8.をご参照ください。

- (注) 1 平成27年9月30日現在の株式会社東日本銀行第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、当社の株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第12回新株予約権1個を交付します。但し、株式会社東日本銀行第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 本株式移転計画別紙25の3.をご参照ください。
- 5 本株式移転計画別紙25の5.をご参照ください。
- 6 東日本銀行において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。
- 7 計算の結果生じる1円未満の端数については切り上げて表示しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成28年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年 4月1日	普通株式 1,333,476,193 (予定)	普通株式 1,333,476,193 (予定)	150,000	150,000	37,500	37,500

(注) 横浜銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数(1,254,071,054株)及び東日本銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数(184,673,500株)を前提として算出しております。但し、基準時まで、それぞれが保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、横浜銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数(16,289,422株)及び東日本銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数(7,788,913株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、横浜銀行又は東日本銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成27年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる両行の所有者別状況については、以下のとおりであります。

横浜銀行

普通株式

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		94	37	1,293	551	4	21,533	23,512	
所有株式数 (単元)		447,478	26,574	193,018	465,511	8	118,363	1,250,952	3,119,054
所有株式数 の割合(%)		35.77	2.13	15.43	37.21	0.00	9.46	100.00	

(注) 自己株式7,857,711株は「個人その他」に7,857単元、「単元未満株式の状況」に711株含まれております。なお、自己株式7,857,711株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は7,855,711株であります。

東日本銀行

普通株式

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		39	24	768	128		4,268	5,227	
所有株式数 (単元)		93,519	2,773	29,912	23,587		33,959	183,750	923,500
所有株式数 の割合(%)		50.89	1.50	16.27	12.83		18.48	100.00	

(注) 1 自己株式7,880,781株は「個人その他」に7,880単元、「単元未満株式の状況」に781株含まれております。

2 上記「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、1単元含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる両行の平成27年3月31日現在の議決権の状況は下記のとおりであります。

ア 横浜銀行

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,855,000		権利内容に何ら限定のない、標準となる株式。 単元株式数は1,000株。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,243,097,000	1,243,095	同上
単元未満株式	普通株式 3,119,054		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,254,071,054		
総株主の議決権		1,243,095	

イ 東日本銀行

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,880,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 175,870,000	175,870	
単元未満株式	普通株式 923,500		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	184,673,500		
総株主の議決権		175,870	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。
また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成28年4月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となる両行の平成27年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

ア 横浜銀行

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい3 丁目1番1号	7,855,000		7,855,000	0.63
計		7,855,000		7,855,000	0.63

(注) 上記のほか、株主名簿上は横浜銀行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれておりません。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数2個は含まれておりません。

イ 東日本銀行

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋3丁目 11番2号	7,880,000		7,880,000	4.26
計		7,880,000		7,880,000	4.26

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は、以下のとおりとなる予定です。

横浜銀行及び東日本銀行はストックオプション制度を採用しております。

横浜銀行のストックオプション制度は、会社法に基づき、横浜銀行の社外取締役以外の取締役及び横浜銀行の使用人で執行役員たる地位にある者に対して新株予約権を割り当てることについて、平成20年6月24日、平成21年6月23日、平成22年6月22日、平成23年6月21日、平成24年6月20日、平成25年6月19日、平成26年6月19日及び平成27年6月19日の取締役会において決議されたものです。また、東日本銀行のストックオプション制度は、会社法に基づき、東日本銀行の社外取締役以外の取締役に対して新株予約権を割り当てることについて、平成24年8月27日、平成25年7月29日、平成26年7月28日及び平成27年7月27日の取締役会において決議されたものです。

本株式移転に際し、これらの決議に基づき発行された両行の新株予約権に代えて、以下の新株予約権が平成28年4月1日に交付される予定です。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第1回新株予約権

決議年月日	平成20年6月24日（注1）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の横浜銀行取締役：7（注2） 横浜銀行執行役員：11（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1 株式会社横浜銀行第5回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社横浜銀行第5回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月23日（注1）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の横浜銀行取締役：8（注2） 横浜銀行執行役員：10（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1 株式会社横浜銀行第6回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社横浜銀行第6回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第3回新株予約権

決議年月日	平成22年6月22日（注1）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の横浜銀行取締役：7（注2） 横浜銀行執行役員：10（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1 株式会社横浜銀行第7回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社横浜銀行第7回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第4回新株予約権

決議年月日	平成23年6月21日（注1）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の横浜銀行取締役：8（注2） 横浜銀行執行役員：11（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1 株式会社横浜銀行第8回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社横浜銀行第8回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第5回新株予約権

決議年月日	平成24年6月20日（注1）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の横浜銀行取締役：8（注2） 横浜銀行執行役員：12（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1 株式会社横浜銀行第9回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社横浜銀行第9回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第6回新株予約権

決議年月日	平成25年6月19日（注1）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の横浜銀行取締役：8（注2） 横浜銀行執行役員：12（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1 株式会社横浜銀行第10回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社横浜銀行第10回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第7回新株予約権

決議年月日	平成26年6月19日（注1）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の横浜銀行取締役：8（注2） 横浜銀行執行役員：15（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社横浜銀行第11回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社横浜銀行第11回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第8回新株予約権

決議年月日	平成27年6月19日（注1）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の横浜銀行取締役：7（注2） 横浜銀行執行役員取締役：14（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社横浜銀行第12回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社横浜銀行第12回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第9回新株予約権

決議年月日	平成24年8月27日（注1）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の東日本銀行取締役：12（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社東日本銀行第1回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社東日本銀行第1回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第10回新株予約権

決議年月日	平成25年7月29日（注1）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の東日本銀行取締役：12（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社東日本銀行第2回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社東日本銀行第2回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第11回新株予約権

決議年月日	平成26年7月28日（注1）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の東日本銀行取締役：9（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社東日本銀行第3回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社東日本銀行第3回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ第12回新株予約権

決議年月日	平成27年7月27日（注1）
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の東日本銀行取締役：8（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社東日本銀行第4回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社東日本銀行第4回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の使途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成28年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

当社は、「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる」旨を定款に定める予定です。また、当社は、取締役会の決議によって平成28年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定です。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる両行の株価の推移は以下のとおりであります。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

横浜銀行

回次	第150期	第151期	第152期	第153期	第154期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	507	423	560	629	764.7
最低(円)	339	347	344	446	486.0

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

東日本銀行

回次	第145期	第146期	第147期	第148期	第149期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	220	200	271	285	404
最低(円)	142	150	158	192	232

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

横浜銀行

月別	平成27年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	786.9	799.5	830.0	858.4	764.9	787.7
最低(円)	734.1	730.0	722.2	686.7	681.7	701.9

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

東日本銀行

月別	平成27年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	445	464	485	494	444	426
最低(円)	414	429	421	387	370	382

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

平成28年4月1日に就任を予定している当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性11名 女性1名（役員のうち女性の比率8%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する横浜銀行の普通株式数 (2) 所有する東日本銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数 (注5)
代表取締役社長		寺澤辰磨	昭和22年2月25日生	昭和46年7月 大蔵省入省 平成15年7月 国税庁長官 平成16年7月 同退官 平成16年7月 独立行政法人都市再生機構理事長代理 平成19年7月 同退任 平成19年7月 駐コロンビア共和国特命全権大使 平成22年10月 同退任 平成23年6月 株式会社横浜銀行入行 同代表取締役頭取(現職) 平成27年6月 一般社団法人全国地方銀行協会会長(現職)	(注2)	(1) 124,000株 (2) 株 (3) 124,000株
代表取締役副社長		石井道遠	昭和26年12月11日生	昭和49年4月 大蔵省入省 平成16年7月 財務省大臣官房総括審議官 平成17年7月 国税庁次長 平成18年7月 財務省主税局長 平成19年7月 会計センター所長兼財務総合政策研究所長 平成20年7月 国税庁長官 平成21年7月 同退官 平成21年8月 独立行政法人経済産業研究所 上席研究員(非常勤) 平成22年6月 株式会社東日本銀行代表取締役副頭取 平成23年4月 同代表取締役頭取(現職)	(注2)	(1) 株 (2) 54,000株 (3) 29,214株
代表取締役		大矢恭好	昭和37年4月19日生	昭和60年4月 株式会社横浜銀行入行 平成20年8月 同事務統括部長 平成22年4月 同リスク統括部長 平成23年5月 同執行役員経営企画部長 平成24年6月 同取締役執行役員経営企画部長 平成25年4月 同取締役執行役員経営企画部長 平成26年4月 ブランド戦略本部副本部長 同取締役常務執行役員 ブランド戦略本部副本部長 平成27年4月 同代表取締役常務執行役員営業本部長 ブランド・CSR戦略本部、ブロック支援部、事務統括部、営業企画部担当 ブランド・CSR戦略本部長 ブロック営業本部統括(現職)	(注2)	(1) 12,000株 (2) 株 (3) 12,000株
取締役		川村健一	昭和34年8月11日生	昭和57年4月 株式会社横浜銀行入行 平成17年6月 同統合リスク管理室長 平成19年4月 同融資部長 平成21年4月 同綱島支店長兼綱島エリア委員長 平成22年4月 同監査部長 平成23年5月 同リスク統括部長 平成24年5月 同執行役員リスク統括部長 平成25年4月 同執行役員 平成25年6月 同取締役執行役員 平成27年4月 同取締役常務執行役員 経営企画部、IT統括部担当(現職)	(注2)	(1) 6,000株 (2) 株 (3) 6,000株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する横浜銀行の普通株式数 (2) 所有する東日本銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数(注5)
取締役		森尾 稔	昭和14年5月20日生	昭和38年4月 昭和63年6月 平成2年6月 平成5年6月 平成12年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成25年6月 平成27年6月	ソニー株式会社入社 同取締役 同専務取締役 同取締役副社長 同取締役副会長 沖電気工業株式会社取締役 ソニー株式会社執行役副会長 株式会社横浜銀行取締役(現職) 沖電気工業株式会社取締役(現職)	(注2)	(1) 14,000株 (2) 株 (3) 14,000株
取締役		井上 健	昭和23年1月7日生	昭和45年4月 平成10年5月 平成12年6月 平成24年6月	日本銀行入行 同人事局長 社団法人全国地方銀行協会常務理事 株式会社東日本銀行取締役(現職)	(注2)	(1) 株 (2) 1,000株 (3) 541株
取締役		高木 勇三	昭和26年4月8日生	昭和49年4月 昭和63年6月 平成18年10月 平成18年12月 平成19年6月 平成19年6月 平成23年6月 平成27年6月	監査法人中央会計事務所入所 同代表社員 高木公認会計士事務所代表(現職) 監査法人五大会長・代表社員(現職) 元気寿司株式会社監査役(現職) 株式会社ソフトフロント監査役(現職) 株式会社グルメ軒屋監査役(現職) 株式会社横浜銀行取締役(現職)	(注2)	(1) 株 (2) 株 (3) 株
監査役		天野 克則	昭和32年5月31日生	昭和55年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成23年6月 平成27年6月	株式会社横浜銀行入行 同ダイレクト営業部長 同営業戦略本部副本部長 同執行役員藤沢中央支店長兼湘南・小田原ブロック営業本部長 同常勤監査役 同顧問(現職)	(注4)	(1) 47,100株 (2) 株 (3) 47,100株
監査役		前川 洋二	昭和34年6月23日生	昭和59年4月 平成15年6月 平成26年2月 平成27年7月	株式会社横浜銀行入行 同経営企画部主計室長 同理事経営企画部主計室長 同理事経営企画部主計室主任調査役(現職)	(注4)	(1) 11,284株 (2) 株 (3) 11,284株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する横浜銀行の普通株式数 (2) 所有する東日本銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数 (注5)
監査役		野田 賢治郎	昭和21年4月4日生	昭和44年7月 平成8年6月 平成12年5月 平成12年6月 平成13年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成19年7月	株式会社住友銀行入行 同取締役 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 株式会社三井住友銀行 常務取締役兼常務執行役員 大和証券エスエムビーシー株式会社代表取締役副社長 同代表取締役副社長兼株式会社大和証券グループ本社執行役員副社長 アイエヌジー生命保険株式会社(現エヌエヌ生命保険株式会社)取締役会長(現職)	(注4)	(1) 株 (2) 株 (3) 株
監査役		緒方 瑞穂	昭和22年3月6日生	昭和51年10月 昭和58年1月 平成23年6月	株式会社大河内不動産鑑定事務所入社 株式会社緒方不動産鑑定事務所代表取締役(現職) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会会長	(注4)	(1) 5,000株 (2) 株 (3) 5,000株
監査役		橋本 圭一郎	昭和26年10月20日生	昭和49年4月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成22年6月 平成24年10月 平成26年6月 平成27年6月	株式会社三菱銀行入行 株式会社東京三菱銀行国際業務部長 三菱自動車工業株式会社代表取締役執行副社長兼最高財務責任者 セガサミーホールディングス株式会社 専務取締役 首都高速道路株式会社 代表取締役会長兼社長 株式会社ビットアイル 社外監査役(現職) 塩屋土地株式会社 代表取締役副社長・COO(現職) 株式会社東日本銀行監査役(現職)	(注4)	(1) 株 (2) 株 (3) 株
							(1) 219,384株 (2) 55,000株 (3) 249,139株

- (注) 1 取締役森尾稔、井上健及び高木勇三は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、平成28年4月1日である当社の設立日より、平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 監査役の野田賢治郎、緒方瑞穂及び橋本圭一郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4 監査役の任期は、平成28年4月1日である当社の設立日より、平成32年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 所有する横浜銀行又は東日本銀行の株式数は、平成27年9月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、実際に当社が設立される日の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 6 役名及び職名は、本届出書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。

株主総会の普通決議要件

当社は、株主総会及び種類株主総会の普通決議要件について、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役に関する定款の規定

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定める予定であります。取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定める予定であります。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定める予定であります。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。

監査役に関する定款の規定

当社の監査役は、5名以内とする旨を定款に定める予定であります。監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定める予定であります。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。

取締役及び監査役の報酬等

当社は、取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」といいます。）は、株主総会の決議によって定める予定であります。但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等は年額480百万円以内（うち社外取締役の報酬等は年額50百万円以内）とし、監査役の報酬等は年額120百万円以内とする旨を定款（附則）に定める予定であります。

会計監査人

当社の会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任する予定であります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定める予定であります。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

監査報酬の内容等は未定であります。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経理の状況につきましては、横浜銀行の有価証券報告書(平成27年6月22日提出)、東日本銀行の有価証券報告書(平成27年6月25日提出)、横浜銀行の四半期報告書(平成27年8月5日及び平成27年11月12日提出)及び東日本銀行の四半期報告書(平成27年8月7日及び平成27年11月9日提出)をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款で定める予定です。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

ア 横浜銀行

事業年度 第154期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
平成27年6月22日関東財務局長に提出

イ 東日本銀行

事業年度 第149期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
平成27年6月25日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

ア 横浜銀行

事業年度 第155期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
平成27年8月5日関東財務局長に提出
事業年度 第155期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)
平成27年11月12日関東財務局長に提出

イ 東日本銀行

事業年度 第150期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
平成27年8月7日関東財務局長に提出
事業年度 第150期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)
平成27年11月9日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

ア 横浜銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成27年12月2日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成27年6月22日に関東財務局長に提出

イ 東日本銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成27年12月2日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成27年6月29日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

ア 横浜銀行

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書の平成26年11月14日付臨時報告書の訂正報告書を平成27年9月8日付で関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書の平成26年11月14日付臨時報告書の訂正報告書を平成27年10月30日付で関東財務局長に提出

イ 東日本銀行

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書の平成26年11月14日付臨時報告書の訂正報告書を平成27年9月8日付で関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書の平成26年11月14日付臨時報告書の訂正報告書を平成27年10月30日付で関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ア 横浜銀行

株式会社横浜銀行東京支店

(東京都中央区日本橋2丁目7番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

イ 東日本銀行

株式会社東日本銀行 水戸支店

(茨城県水戸市泉町2丁目3番2号)

株式会社東日本銀行 松戸支店

(千葉県松戸市稔台7丁目2番地の2)

株式会社東日本銀行 横浜支店

(神奈川県横浜市中区曙町1丁目5番地)

株式会社東日本銀行 与野支店

(埼玉県さいたま市浦和区上木崎2丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる両行の平成27年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

1 横浜銀行

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	52,699	4.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	48,569	3.87
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	36,494	2.91
みずほ信託銀行株式会社 退職給付 信託 明治安田生命保険口 再信託 受託者 資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	36,494	2.91
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	30,818	2.45
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	25,065	1.99
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	24,039	1.91
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	21,994	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	19,431	1.54
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	18,881	1.50
計		314,486	25.07

(注) 上記のほか、横浜銀行が保有している自己株式が19,669千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.56%）があります（株式名簿上は横浜銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式2千株が含まれております）。

2 東日本銀行

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	29,533	15.99
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	14,906	8.07
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,423	6.18
東栄株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	5,585	3.02
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	4,974	2.69
東日本銀行従業員投資会	東京都中央区日本橋3丁目11番2号	4,904	2.65
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地	4,121	2.23
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	3,865	2.09
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	3,561	1.92
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	3,338	1.80
計		86,210	46.68

(注) 東日本銀行は平成27年9月30日現在、自己株式を7,794千株所有しておりますが、上記から除外しております。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成28年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成28年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。